

ハラスメントの解決方法

ハラスメント防止啓発支援室およびハラスメント防止啓発委員会では、「相談」、「通知」、「意見の調整」、「調停」、「措置勧告」の方法で問題解決を図ります。

STEP 1 ハラスメント防止啓発支援室

相談

相談員とスタッフが相談者と面談をして、一緒に問題点を明確にし、解決に向けた支援を行います。
被害を受けた本人が希望する場合は、ハラスメント防止啓発委員会へ申出ます。

STEP 2 ハラスメント防止啓発委員会

申出内容を委員会で審議します。手続き開始の判断をした場合は、相談者の希望をふまえ、相談者に不利益が生じないように配慮しつつ、適切な解決方法を選んで問題の解決を図ります。
必要に応じて、委員が相談者および相手方に事実確認を行います。また、関係者へのヒアリングなど、ハラスメントの事実について調査を行うこともあります。

通知

相手方にハラスメントの相談があったことを伝え、これに関する意見を聴きます。問題解決のための助言勧告を相手にすることもあります。

意見の調整

相談者と相手方の双方から意見を求め、これをお互いに伝えるとともに、双方に助言を与えて問題の解決を図ります。

調停

ハラスメントの事実について調査を行い、その結果に基づいて調停案を作成して、相談者と相手方に調停案での合意を提案します。

措置勧告

特に重大な案件で、相談者が適切な措置を求めるときに、ハラスメントの事実について調査を行い、その結果に基づいて措置勧告を決定して、関係機関にその実施を勧告します。

ハラスメント相談窓口

以下の窓口でハラスメントの相談を受け付けています。
ハラスメントかどうかわからない段階でも大丈夫です。事態が深刻にならないうちに、早めに相談することが大事です。被害を受けていると感じたら、被害を目撃したら、1人で悩まずに、電話、メール、手紙などでハラスメント相談窓口にご連絡ください。
中央大学の学生はどなたでもご相談いただけます。

■ ハラスメント防止啓発支援室

※面談は事前予約をお願いします。

☎042-674-3507

✉harass-soudan-grpアットg.chuo-u.ac.jp

〒192-0393 八王子市東中野742-1

■ 学生相談室

☎042-674-3481 (多摩キャンパス)

☎03-3817-1724 (後樂園キャンパス)

☎03-5978-4222 (茗荷谷キャンパス)

☎03-3513-0309 (市ヶ谷田町キャンパス)

■ 専門職大学院事務局

☎03-6261-8521 (法科大学院事務課)

☎03-6261-8522 (戦略経営研究科事務課)

■ 通信教育部事務局

☎042-674-2347



各相談窓口の受付時間、ハラスメント手続きの詳細、ハラスメントの具体例については、中央大学公式Webサイトで確認できます。



say
NO to
Harassment

ハラスメント防止啓発宣言

学校法人中央大学は、「個人の尊厳」を尊重し、
ハラスメントのない快適な
教育・研究、就業環境を作り出し、
維持することに努め、ハラスメントが生じた場合、
適切な措置を迅速にとることを宣言します。

風船マークと「Say No to Harassment」は
学生が考えたメッセージです。
風船の色には、「温かさ」の赤、「冷静さ」の青、
「穏やかさ」の緑という想いが込められています。

行動する知性。

 中央大学

2025.04

本学における / ハラスメントの定義

教育・研究、管理的業務に関連して、一方の当事者が他方の当事者の性別、性指向、年齢、身体的状況ないし特性、出身地、家族関係、信条、国籍、民族、人種、職業、その他の社会的地位等の個人的属性および人格に関し、不適切な発言や行動を行い、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、または個人の尊厳もしくは人格を侵害することをいいます。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、優越的な立場にある者が許容できない不当な言動を行い、相手の人格や尊厳を傷つけること、また相手に苦痛や不利益を与えること。
アカデミック・ハラスメントに当たるかは行為者の意図に関わらず、その指導や教育が合理的に説明できるかや、客観的な判断が重要視される。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により、精神的・肉体的な苦痛や不快感を与えること。
セクシュアル・ハラスメントに当たるかは客観的な判断とともに相手が不快に思うかが重要視される。

パワー・ハラスメント

大学における活動の場において、優越的な立場にある者がその地位や経験を利用して、必要かつ相当な範囲を超えて相手の人格や尊厳を傷つけることや、相手の意欲を低下させたり環境を悪化させること。
パワー・ハラスメントに当たるかは行為者の意図に関わらず、その言動に対し合理的な説明や客観的な判断が必要となる。

※SOGI※・ハラスメント

同性愛者やトランスジェンダー等の性的少数者を不当に揶揄して不快感をあたえたり、秘密を暴露したりすること。
※Sexual Orientation and Gender Identity (性的指向・性自認)

アルコール・ハラスメント

飲み会等で、参加者に飲酒を強要すること。

モラル・ハラスメント

暴力などの手段によらず、言葉や態度、文書などにより人格的尊厳を傷つけること。

デートDV

交際相手に対して身体的、精神的、性的、経済的な暴力をふるうこと。

これはハラスメント？ 被害を受けていると感じた時には…

行為をした人に責任があります。自分を責めないでください。
でも、ただ我慢しているだけでは状況は改善されません。
相談することも含めて、あなたが動くことが問題解決に繋がります。

Check (確認しよう)

1回怒鳴られたからハラスメント、もうダメ、とその部分を切り取って断定するのは早いかもしれません。疑問を感じたら、その背景や相手がなぜそのような言動をしたかの理由や気持ちを聞いてみましょう。

Say NO (Noを伝えよう)

あなたには、嫌だと思うあなたの気持ちを言葉や態度で示す権利があります。あいまいで遠回しな言い方では、相手に伝わらないこともあります。アサーティブに伝えてみましょう。

アサーティブ とは

相手を尊重しながら、自分の考えや気持ちを率直に表現する方法です。「私はそう言われて辛かった」と、自分を主語にすると、相手を非難せずに気持ちがはっきり伝わります。

Help (Noと 言えない時は)

はっきりと意思表示することや拒否することが難しい時には、親しい友人や先生、先輩、アルバイト先の上司などから注意してもらいましょう。1人で解決しようと思わずに、適切な人に助けを求めることも対処法の1つです。

相談

気持ちを伝えても相手が行為を止めないときは、ハラスメントである可能性が高いです。事態が深刻にならないうちに、信頼できる人、ハラスメント相談窓口にご相談してください。

記録

被害について、いつ、どこで、誰に何をされた、どう思ったか、具体的な記録を残しておきましょう。メモでも構いません。LINEやメール、音声記録など実際の記録は解決に役立ちます。

周囲の人は

見て見ぬふりは、ハラスメントに加担していることになりかねません。可能であればその場で注意しましょう。被害にあった人が、どうしたいのかを尋ねることも助けとなります。

ハラスメントをしない、 させないために こんなことに気をつけよう

誰でも相手の意に反する言動を、無意識にせよ、行ってしまことがあります。日頃から相手の気持ちに配慮した言動を心掛け、相手の嫌だというメッセージは真摯に受けとめましょう。

— 良好な人間関係を保つために —

- あなたの価値観と相手のそれは同じではありません。受け止め方も個人や立場・世代により差があります。
- 暴力や暴言で相手を自分の思い通りにする、従わせることは、教育でも指導でも愛情でもありません。
- 相手から“その場”で“いつも”意思表示があるとは限りません、反対意見やNoを言わないからといってYesではありません。
- 不快に感じたからと自分の価値基準だけで思い込むのはやめましょう。相手の行為について客観的な視点で判断するよう留意しましょう。
- 普段から感じたことや意見を言い合える、また周囲の人も率直に注意できる風通しのよい人間関係をつくりましょう。

— 力のある方に自分を律する責任がある —

- 「相手を傷つける気持ちはなかった」「冗談のつもりだった」といっても、それは理由になりません。
- 社会的地位や権限を持つ相手(指導教員、先輩など)に対して、拒否の意思表示をするのは難しいものです。自分に都合良く相手が同意や合意していると勘違いしてはいけません。
- 力には責任が伴います。相手の態度やきっかけがどうであれ、自分の力をコントロールするのは力を持つ側の責任です。

— 「パーソナルスペース」について —

人には、他者に侵入されると不快に感じる空間・範囲が存在します。それは人によって異なるので、適度なパーソナルスペース(対人距離)を心がけましょう。特に初対面の異性(同性でも)に対しては、度を越した軽薄な振る舞い、卑猥な言動、ボディータッチ、身体の密着など、あなたは親しみを込めて行ったつもりでも、された相手方がその行為を不快、恐怖と感じれば、ハラスメントと受けとられます。ましてや望まない性的関係を強要することは相手の人権を踏みこむ犯罪です。